年金定期積金

令和７年４月１日現在

１．商品名（愛称）	・年金定期積金（年金定期積金「なじらネ！」）
２．販売対象	・当金庫で国民年金、厚生年金、共済年金を受給している人または年金定期積金申し込み時に当金庫の口座に年金受給手続きを完了した個人。（個人事業主を含む）
３．契約期間	・１年、２年、３年、４年、５年
４．払　込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	 ・原則として年金受給月の１５日を払込日といたします（隔月払込） ・5,０００円以上、最高は１回の年金振込額まで ・１００円単位
５．支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
６．利息(給付補塡備金) (1) 適用金利 (2) 給付補塡備金の支払方法 (3) 計算方法	・契約時点のスーパー積金店頭表示金利＋０．０５％の固定金利。 ・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補塡備金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補塡備金は付利単位を１００円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
７．税　金	・個人の給付補塡備金には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。（なお、マル優はご利用できません。） ※平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。
８．付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入とします。
９．中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が１年以上の場合 約定年利回り×６０％
10．金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・本商品の相談･苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 　なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。
12. その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を『遅延期間に相当する期間』繰延べるか、または約定年利回り（１年を３６５日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。） ・本商品は、予告なく金利や条件が変更される場合があります。予めご了承ください。